

平成 30 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 30 年 9 月 20 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 10 時 39 分

議事日程

開会 平成30年 9 月 20 日 (木) 午前 9 時 00 分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 平成30年度阿武町定住促進住宅(東方)新築工事の請負契約の締結について

日程第 4 議案第 3 号 平成30年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)

日程第 5 議案第 4 号 平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 6 議案第 5 号 平成30年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)

日程第 7 議案第 6 号 平成29年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 請願第 1 号 イービス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	中 野 祥 太 郎
2 番	伊 藤 敬 久
3 番	市 原 旭
4 番	池 田 倫 拓
5 番	小 田 高 正
6 番	田 中 敏 雄
7 番	清 水 教 昭
8 番	末 若 憲 二

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣 体調不良により欠席

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分**開会の宣告**

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席下さい。

議員の皆様には、平成 30 年第 4 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番、清水教昭君、1 番、中野祥太郎君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 6 議案第 5 号

○議長 日程第 2、議案第 1 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 6、議案第 5 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）までの 5 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 5 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長(清水教昭) それでは、9月12日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第5号の5件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第1号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。特に質疑もなく原案のとおり、可決すべきものと決しました。

議案第2号 平成30年度阿武町定住促進住宅(東方)新築工事の請負契約の締結について、これに対して契約の相手方が、従来は阿武町また萩市の木造住宅を使った会社であったのが、なぜここで住宅メーカーにされたのか、お聞きしたい。の質疑がありました。

これに対し、今までは木造住宅で公営住宅とか、一般住宅が増えてきましたが、木材の高騰とかで坪単価が高額になってきました。従来は工事の方と設計監理の方で、別々に発注して事業をしてきたのですが、この度は設計から工事までの全てを、一つの業者でやるということを考えて、ハウスメーカーに公募しました。1棟4戸ですけど、目的は若い人たちに入って頂きたいと、いう気持ちがあります。重厚な建物ではなくても、設計から施工まで行い、また外構まで含めて、1戸約1,500万円になっています。との答弁がありました。

他に、質疑もなく、議案第2号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

議案第3号 平成30年度阿武町一般会計補正予算(第2回)。まず、歳出の方から審議を致しました。

2款 総務費 阿武町PRイベント出演者謝金。この取り組み内容について、説明をお願いします。の質疑がありました。

これに対して、11月に改めて、東京の方で1日ということで行っていました

が、サラリーマンの方が気楽に参加しやすいように、5 日間という期間を取って、それも仕事帰りのアフターファイブまたはアフターシックスということで、日替わりで人を替えて、阿武町の圏域の発信をしていくというイベントを計画しております。そういった中で、阿武町では地域おこし協力隊の募集をおこなったところ、3 人に対して 4 人の応募がありました。そして、中のメンバーを見てみますと、やはり、こういうイベントの時に、顔をのぞけたりしてくれる人、この前の移住ドラフト会議で参加した人が、そこに応募してくる実態がありますから、こういった PR 活動を行っていきます。との答弁がありました。

1 1 款、総務費、災害復旧費、災害復旧工事。災害復旧工事が 3 箇所あるということですが、どこですか。また、その工事費はいくらですか。の質疑がありました。

これに対し、宇田郷地区では、元浦平原線の郷集落の上で、平原集落の入口になります。そこが 170 万円の災害復旧工事、宇久川の 1 箇所が 494 万円、遠根川の上流付近の 1 箇所が 646 万円、合計金額は 1,310 万円で、この 3 箇所になります。との答弁がありました。

他に、質疑もなく、歳出は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

他に、質疑もなく、議案第 3 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

議案第 4 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）。特に、質疑もなく原案のとおり、可決すべきものと決しました。

議案第 5 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）。特に、質疑もなく原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 5 号の 5 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は一括して行います。

一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。採決は 1 議案ごとにお諮りします。

○議長 まず、議案第 1 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、平成 30 年度阿武町定住促進住宅（東方）新築工事の請負契約の締結について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算（第 2 回）に

ついて、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号

○議長 日程第 7、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。特別委員会に付託されました議案第 6 号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長（清水教昭） それでは、引き続きまして、議案第 6 号の 1 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果の報告を致します。

議案第 6 号 平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成 29 年度阿武町一般会計歳入歳出決算。まず、歳出の方から審議を致しました。

2 款、総務費、事務職員雇用賃金。今、各所で障害者の雇用での、コンプライアンス違反が上がっております。阿武町自体は、どのようになっていますか。の質疑がありました。

これに対し、阿武町役場には対象者がいます。基準の法定雇用率は超えています。との答弁がありました。

2 款、総務費、阿武町特産品開発支援事業補助金。開発された阿武町特産品の、販売状況が分かればお聞かせください。の質疑がありました。

これに対し、平成 29 年度に商品開発されました、「酒粕ステック」につきましては、販売を開始したところであります。

一方、「ジャムを使用したマドレーヌの、あぶれーぬ」であります。委託製造して、今年の 5 月から道の駅の方で発売をしております。との答弁がありました。

2 款、総務費、阿武町選ばれるまちづくり推進事業業務。平成 30 年度までにやってくる、阿武町選ばれるまちづくりの展開について、具体的にお聞きします。の質疑がありました。

これに対し、これまで 27・28・29 年は Studio-L にかかわってもらう中で、いわゆる土台づくりの、人づくりを行ってきました。

平成 30 年度からは新たに一般社団法人 STAGE で仕事づくりがメインとして、関わっていきます。との答弁がありました。

4 款、衛生費、住民健康診査事業。施策の実績から、がん検診等受診者数で、初期段階で発見された割合をお聞きします。また、検診を受けて、おられない方に対して、どのような周知をされるのか、お尋ねします。との質疑がありま

した。

これに対して、がん検診の区分の中で、それぞれの受診者数で、がんが発見された方の割合は、大腸がんが 0.3 パーセント、乳がんが 0.8 パーセントでありました。それと、未受診者の対策ですが、9 月ががんの検診の推進月間になります。また 9 月から 10 月には、受診の勧奨の葉書を発送し、また保健師が受診の勧奨電話をして、1 人でも多く方が受診できる働きかけをします。との答弁がありました。

6 款、農林水産業費、新規就農者定着促進事業補助金。新規就農者の定着率状況を、お尋ねします。また、定着支援給付金の支払い方法について、お聞かせください。の質疑がありました。

これに対し、定着支援給付金を活用して離農された方は、体調を崩されて、昨年 9 月に離農されました。それ以外で、離農された方は、ありません。

定着支援給付金制度は、4 年間で段階的に金額が支給されるようになっていきます。まず、1 年目が 120 万円、2 年目が 90 万円、3 年目が 60 万円、4 年目が 30 万円となっています。との答弁がありました。

6 款、農林水産業費、有害鳥獣捕獲奨励金。宇田郷地区、福賀地区、奈古地区において、平成 28 年に比べて平成 29 年の有害鳥獣捕獲頭数は、猪では激減です。猿については奈古地区、福賀地区を合わせて約 10 数頭で、宇田郷地区では 0 頭です。何か良い、具体的な対策はありませんか。の質疑がありました。

これに対して、猪の捕獲頭数の減少については、原因はよくわからないのですが、昨年は猪が少なかったというお話は、聞いています。猿の有害鳥獣の対策ですが、一番良いのは狩猟免許をとって頂くのが、根本的な対策だと思います。

第 1 種銃猟免許の取得者に対して、67,000 円の助成金、また、わな猟免許の取得者に対して、15,000 円の助成金が出ることになっています。

このほかに、狩猟免許を取りやすくなるような、助成はないのか、他の市町

の状況を確認して、助成の拡充を検討していきます。との答弁がありました。

以上、歳出の方は原案のとおり、認定すべきものと決しました。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、認定すべきものと決しました。他に、質疑もなく、原案のとおり、認定すべきものと決しました。

2、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算。特に、質疑もなく原案のとおり、認定すべきものと決しました。

3、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計歳入歳出決算。特に、質疑もなく原案のとおり、認定すべきものと決しました。

4、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。特に、質疑もなく原案のとおり、認定すべきものと決しました。

5、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。2 款、保険給付費、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費。介護サービス費関係の内訳で、利用者数の多いサービスの種類、そのサービス内容の概要と、また、その利用者数について、お尋ねします。の質疑がありました。

これに対し、居宅介護サービス計画給付費で居宅介護支援サービス計画があります。利用者数は 122 名です。介護を必要とする人の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの活用等に関し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、確実に提供されるよう介護サービス提供機関等との連絡調整などを行うサービス。

居宅介護サービス費で自宅を訪問するサービス、訪問介護があります。利用者数は 23 名です。ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体的介護や調理、洗濯、買い物などの家事援助を行うサービス。

施設を利用するサービス、通所介護があります。利用者数は 33 名です。

その他のサービス、福祉用具貸与があります。利用者数は 85 名です。

地域密着型介護サービス費、地域密着型通所介護があります。利用者数は 56 名です。デイサービスセンターにおいて、日常生活動作訓練、健康チェック、入浴、食事などを日帰りで行うサービス。

これらが介護サービス費関係の内訳で、利用者数の多いサービスの種類となっています。との答弁がありました。

他に、質疑もなく、原案のとおり、認定すべきものと決しました。

6、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

1 款、総務費、水質検査業務委託料。地域によって、水質が違うわけですが、どんな検査方法をしていますか。その時に、数値が基準を超えた場合の対処方法はどうなっていますか。の質疑がありました。

これに対し、水質検査委託先は 2 箇所をお願いをしています。また、水質検査業務の実態ですが検査回数は毎月第 1 月曜日に実施し、年 12 回行っています。

検査内容については、原水は基準 8 項目及び指標菌検査を毎月行います。但し、年に 1 回、基準の全 39 項目を行います。浄水は基準 9 項目を毎月行います。但し、年に 1 回、基準の全 51 項目を行います。消毒 11 項目及びシアン等検査を年 3 回実施しています。なお、基準は水道法第 4 条により、厚生労働省令規程のものです。これでもって適正管理を行っています。

次に、数値が基準を超えた場合の対処方法ですが水質異常の有無の確認を、集中監視装置、水質検査で行います。そこで数値が基準を超えた場合は、取水及び送水緊急停止を行い、水質汚染事故対策本部を設置します。そこで、異常原因の究明を行い、その正しい対処方法を行っていくこととなります。今のところ、このような事例は発生をしていません。との答弁がありました。

他に、質疑もなく、原案のとおり、認定すべきものと決しました。

7、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

特に、質疑もなく原案のとおり、認定すべきものと決しました。

8、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

特に、質疑もなく原案のとおり、認定すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 6 号の 1 件について、審議の内容と、結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長報告を終わります。次に委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これをもって委員長報告に対する質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手によって行います。

お諮りします。議案第 6 号、平成 29 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は原案認定です。委員長報告のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手、全員です。

よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 8 請願第 1 号

○議長 日程第 8、請願第 1 号、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書について、を議題とします。

○議長 請願第 1 号については、議会規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。よって請願第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長 次に、紹介議員による請願の趣旨説明を求めます。

(3 番、市原 旭議員 手を挙げる)

○議長 3 番、市原 旭君、ご登壇ください。

○3 番 市原旭 それでは、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書について、紹介議員を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

9 月 11 日イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書が阿武町福賀地区全 16 自治会及び阿武町福賀地区全 4 法人の連名で請願されました。その請願書を読み上げます。

イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書。請願趣旨。陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画撤回を求める取り組み。

請願理由。陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を、陸上自衛隊萩市むつみ演習場に配備する計画を巡り、防衛省中国四国防衛局は、適地調査の業者向け一般競争入札を公告し、9 月 12 日に開札されることになっております。

6 月 1 日に防衛大臣政務官が県庁を訪れ、「萩市の陸上自衛隊むつみ演習場など国内 2 カ所へ導入を目指す」と、配備先候補地となったことを正式に伝えた後、6 月 17 日には、福賀地区の阿武町のうそんセンターにおいて、防衛省中国四国防衛局長をはじめ関係者による地元説明会が開催され、この日は初回と言う事もあり概略説明だけで具体的、論理的、科学的とはかけ離れ、細かな説明を求めると機密事項だという答弁に終始し、不安と不満の気持ちが募り、その後の 2 回目、3 回目の説明を受けても払拭できるものではありませんでした。

福賀地区は、人口減少、後継者不足等が深刻化する中で、地域振興や移住定住の足かせになるといった不安や心配のほか、隣接する牛舎では酪農による乳製品をはじめ、広大な農地で栽培される農作物等に対する風評被害も懸念されるなど、多くの住民からの不満と不安の声は、3 度目の説明会を受けた今でも深刻な状況です。ただし、我々はミサイル防衛に反対しているわけではありません。人々に影響のない誰も居ない場所への配備が可能なはずと考えているのです。

これまで、地道に「選ばれる町づくり」を推進してきた小さな町にとっては、イージス・アショアの配備はあまりにも大きなリスクであり、有事の際にミサイルが阿武町の背後から発射されればブースターも落下し、そして阿武町の上空を飛翔することには、大きな憤りを覚えずにはおられません。しかも攻撃目標になるリスクも非常に高いと考えます。防衛省の説明には、有事のシミュレーションがされておらず配備さえすれば抑止になるという思い込みに過ぎません。何より我々が要望書を申し入れた後も、配備計画を再考されるどころか監視レーダーを決定し基地の適地調査を推し進めて基地の青写真を描く事に余念が無いようです。

我々は、この地を愛し、この地を次世代に繋ぐ義務があります。それは、農地を耕し今日まで努力し続けて下さった先人に対する責任でもあります。その継続を妨げる要因となる陸上配備型イージス・システムの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を、福賀地区の全 16 自治会及び全 4 農事組合法人代表理事組合長の総意をもって強く望んでいますので、我々と心を一つに、取り組みをお願いします。

以上が請願書の全文であります。私たち議員は、住民説明会の都度、別途、全員協議会において説明会を受けております。防衛省側の説明内容は、住民説明会と同様のものですが、防衛省の関係者と対峙し直接質問の出来る重要な機

会でもありました。当初より私は、重点を 3 つに絞って質問をしております。

① イージス・アショアから発射される迎撃ミサイルが 3 段式で分離し落下する点、② 敵からみれば軍事施設であり攻撃目標とされる点、③ 不安を抱えた状況で農地を今後も守れるかという点です。

特にミサイルが分離し落下する件については、当初の説明では、海に落下するということでした。その時の私の質問は、「設置後、ミサイルの試運転、試験運用をされるのでしょうか。迎撃ミサイルは、SM3 という事ですが、3 段ロケットであり、それぞれ空中で分離しながら推進力を高めていくというふうに思うのですが、その分離した分離部が地上に落下し被害が発生することは、ないのでしょうか。」と尋ねました。答えは、「設置後、試験等をする事は、まだ決めておりませんし今後決めて行く事でございますが 3 段ロケットが空中で分離し分解して行くという話ですが、我々としては、海上といますかそういった所に落ちて行くのではないかと考えております。」との答弁でした。

2 回目の説明会では、「我々農家は、農地とともに生きております。ご存じないかもしれませんが演習場のすぐ脇には、牛舎があります。農家と云う者は、その地から離れる訳には、行かないのです。」というのと、「近くに牛舎、畜産団地があるのは、当然存知しております。」との答弁。さらに、2 回目も、落下の危険を問いました。「迎撃ミサイルが分離し落下するがその対応は、又、落下する事を踏まえ、日本海に面した側に他の候補地を再検討してもらえないか。」と問いました。答弁は、「ミサイルは、斜めに飛ぶのではなく、まず垂直に上がってそこから弾道ミサイルの方向に向かって飛ぶということで、阿武町の上を必ずしや通るといったものではない。」といった答えでした。3 回目の説明会では、清水議員から「ミサイル発射時に第 1 部品ブースターが落下するが住民には、危害が及ばないか」と質問されました。防衛省の答弁は、「飛翔経路のコントロールは出来る。むつみ演習場は、幸いにも約直径 800m と広く、

敷地内に落とす事は可能である。」との事、演習場のすぐ脇に牛舎があると判
っていてもこの答弁。あつけにとられました。私は、重複する質問を避け落下
物の不安が拭えないので「シェルターのような頑丈な建物の計画はあるか。」
尋ねたところ具体的な話は、無いとの答弁。

1 回目には、海に落ちるといい 2 回目は曖昧に答え、3 回目は演習場内に落
とすと言う。そもそも発射地点付近には、自らの基地が存在し、当然ミサイル
も存在する訳です。そこに落とすということ自体無理があります。海上で発射
するという前提で作られた物を陸上配備する訳ですから、相当のシミュレーシ
ョンをされているべきなのですが、有事のシミュレーションが全くされてない
のではないのでしょうか。

実際に発射した時のことは後回しにし、まず、配備するということを目標に
しているが故に用地買収の必要のないむつみ演習場を候補地としたのではな
いかと思わざるをえません。本当に「イージス・アショア」があるだけで安全
性は、高まるのでしょうか。

以前、町長、議長に要望書を出し、お二人で上京され、住民の意見を伝えて
いただきましたが、なおも立ち止まる事も無く拙速に進められていく配備計画
に対して、ここは阿武町として、議会として方向性をきちんと示すべきと考え
ます。

議員各位のご賛同を得られますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせ
ていただきます。

○議長 以上で、紹介議員の趣旨説明を終わります。これより、質疑に入りま
す。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。続いて討論
に入ります。

○議長 先ず、本請願に反対の討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長 反対討論なしと認めます。

○議長 次に、本請願に賛成の討論のある方の発言を許します。賛成討論はありませんか。

(「はい」と言う声あり)

○議長 1 番、中野祥太郎君。ご登壇ください。

○1 番 中野祥太郎 私は、平成30年第 4 回阿武町議会定例会に提出されました、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願について、私の所見を述べ、賛成討論とさせていただきます。

政府は平成29年12月19日の閣議で、北朝鮮の弾道ミサイル発射に備え日本全域を守れるよう陸上配備型の迎撃システム、イージス・アショアを秋田、山口両県に1基ずつの2基を導入することに決定されました。

その後、平成30年6月1日に、唐突に大野防衛大臣政務官から山口県並びに萩市、阿武町に対し陸上自衛隊むつみ演習場をイージス・アショアの配備候補地として、配備に係る適地調査を実施したい旨の説明がありました。しかし、十分な理解に至るまでになかったため、山口県、萩市、阿武町の連名で住民の理解が得られるよう、詳細かつ丁寧な説明会の開催を、書面によって要請をされました。

この要請により、6月17日、19日、町民並びに議会への説明が開催されましたが、更に2回目の説明会を7月22日、23日に開催されました。その間に、防衛省に対して配備計画撤回の申し入れを求めた、福賀地区の農事組合法人うもれ木の郷の女性部から嘆願書、福賀地区の全16自治会長と全4農事組合法人の代表理事連名の要望書が、花田町長、末若議長に提出されました。その住民の

声を届けるため、花田町長と末若議長は 7 月 25 日、防衛省へ出向き大野防衛大臣政務官に要望の説明がなされました。

その影響もあって、8 月 2 日とされていた適地調査の一般競争入札の改札日が、9 月 12 日に延期されたところがございます。更に 3 回目の説明会を 8 月 28 日、29 日に開催されました。

これが、私が知り得るイージス・アショア配備関係の大まかな経緯でございます。私個人的には、北朝鮮の核開発やミサイル、また、中国の軍事力強化、ロシアの軍事力強化の脅威に対して、抑止力を含めた何らかの防衛手段が必要であり、日本にとってミサイル防衛は必要と考えていました。また、むつみ演習場が配備候補地に確定する前、新聞報道等でむつみ演習場が配備候補地になりそうであるとのことで、配備されればそれなりの国から補償や経済効果などが得られるとの記事を読み、阿武町にもその恩恵が得られるのか、配備による問題やリスクはどのようなものがあるのか、防衛省からの情報公開に注視をしておりましたが、説明会まで情報を知り得る手段がありませんでした。

説明会では、イージス・アショアによる迎撃方法や配備することでのミサイル攻撃の脅威、電波・水の影響、風評被害を含めた農業を営むための影響、のどかな田舎暮らしへの影響、I・U ターン受け入れを含めた地方創生戦略への影響など、数多くの不安や疑念の質問があり、どれも福賀地区の町民の切実な不安や疑念であることが、ひしひしと伝わってまいりました。また、同時に福賀地区で持続的な生活、農業に対する情熱や深い郷土愛を強く感じた次第であります。

しかし、説明会では国防に対する説明だけが伝わり、住民に対する配慮や真摯な対応がうかがえませんでした。多くの質問に対して防衛機密を形に明確な回答が得られず、不安や懸念は払拭されないままで、かえって疑念を残したものとなりました。

確かに、北朝鮮のミサイルや他の諸外国の軍事力は脅威であり、何らかの抑止力や迎撃システムを備える必要があるものと理解するところです。しかし、陸上配備型の迎撃システムありきではなく、イージス艦の造船配備、イージス・アショア配備であっても、防衛基地以外で人が住んでいない場所や、海の埋め立て地などの候補地はいくらでもあるものと考えられます。

私は、阿武町において、まだ明確にされておりませんが、配備により国からの補償や経済効果が生まれてくるかもしれませんが、一番大事なものは、尊い人の命であり、安心・安全な生活環境での阿武町暮らしです。説明会で明確にされない事項や有事を始め、何らかの事故、被害が生じた場合は取り返しのつかないこととなります。

イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画について、一部に国防の観点から配備容認の方もおられますが、説明会で福賀地区の町民を中心とした、多くの住民が反対を唱えたことからすれば、町民の総括的な意見として、反対と受け取ることが阿武町の民意であると判断いたしました。

よって、議会議員としては、住民の意見を町政に反映することが最大の使命であり、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画への撤回を求める請願に対して、私は請願を採択すべきものと判断いたしました。

また、議員の皆様におかれましても、採択に賛同いただきますようお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長 以上で、1 番、中野祥太郎君の賛成の討論を終わります。他に賛成討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論ないようですので、これをもって討論を終わります。

○議長 これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定による「起立」によって行います。

○議長 お諮りします。請願第 1 号、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書について、採択することに賛成の方の「起立」を求めます。

(全員起立)

○議長 ご着席下さい。起立、全員です。よって、請願第 1 号は、採択されました。

○議長 なお、ここでお諮りします。ただ今、採択されました請願第 1 号の結果の通知等の事務の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第 1 号の事務の整理等は、議長に一任することに決定しました。

○議長 ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長 ただいま議会におかれましては、田中、市原両議員の紹介の下、福賀地区全自治会及び全農事組合法人の連名で提出のありました「イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願」につきまして、満場一致でこれを採択され、議会としての意思表示を明確にされたところであります。

私と致しましても、この際、この件について、私の考え方をはっきり申し上げるその時が来たと思慮いたしましたので、議長の許可を得て発言の機会をいただいたところであります。

さて、このイージス・アショアのむつみ演習場への配備計画の問題であります。去る 6 月 1 日に、山口県庁で大野防衛大臣政務官からのお話を聞いて以来、6 月 22 日には、小野寺防衛大臣からの説明、そして、6 月、7 月、8 月と

3 回、阿武町においては延べ 8 会場にわたり「地元説明会」が行われ、私はこれすべてに出席し、その中で、多くの方々のご意見を伺いました。

また、そういった場所以外でも、私は様々な町民の方々からのご意見も頂戴するよう努力もしてまいりました。

更に、その間、いろいろな団体から嘆願書、要望書等も頂戴いたしましたことは、議員各位もご承知のとおりであります。また、7 月 25 日には、防衛省にも出向いて議長と一緒に、私なりに精一杯町民の切実な思いを訴えさせていただきました。

そして、このような一連の流れの中で、いろいろと勉強もさせていただきましたし、マスコミ等への対応等もする中で、私は、町民の皆さんのご意志がどこにあるのか、また、阿武町としての考え方、或いは態度をどこに収斂すべきか、私なりに一生懸命に考えてまいりました。

防衛は、もちろん国の大義であります。また、その延長線上で、現今の国際情勢の中で、国において BMD（弾道ミサイル防衛）が必要であるということであれば、私は、これについてとやかく言うつもりはありません。

しかし、一方で、阿武町民の信託を受けて、阿武町長に就任している私の大義は、阿武町の町民の安全・安心の確保であります。そして、私は、この町民の安心・安全を脅かすものを排除するのは、町長である私の当然の責務であると確信をしております。

そして、今現在の私の思いは正に、議会において採択された請願書に書かれておるとおり、イージス・アショアが阿武町民の住居及び生活エリアに近接する、むつみ演習場へ配備されることは、町民の安全や安心、さらに平穏を著しく損なうことに繋がり、これまで阿武町が進めてきた地方創生の方向性である「自然や人、これを大事にしたまちづくり」、そして「町民からも、I ターン等めざす人達からも選ばれるまちづくり」これに逆行するものであります。

そして、私のなすべきことは、町民の皆さんの、イージス・アショアに来てほしくないという切実な思い、悲痛な思い、苦しみに思いを致して、しっかりと受け止めることこそ、私の選択すべき道であると判断いたしました。

よって私は、ここで、この場をお借りして、阿武町として「イージス・アショアのむつみ演習場への配備については反対である。」ということを明確に表明をさせていただきます。

そして、そのことによって今後、どういった展開になるか予測は出来ませんが、私は、今後とも議会と一枚岩になって、町民の思いに寄り添って行動していくことが何より重要であり、町民の付託に応える道だと思っております。議員各位におかれましては、何卒ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からは以上です。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の発言を終わります。

○議長 ここで、全員協議会のために暫時休憩します。資料を持って10時10分に委員会室の方へご移動願います。

休 憩 9時57分

(この間、全員協議会)

開 会 10時32分

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開します。ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成30年第4回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今9月定例会は、所謂決算議会ではありますが議員各位におかれましては、慎重かつ活発なご審議をいただき提案させていただきました6つの議案につきましては、原案通り可決或いはご承認をいただきました。誠にありがとうございました。心より厚くお礼申し上げます。

また、残念ながら体調不良でご欠席の永柴代表監査委員さん、そして田中監査委員さんにおかれましては、決算審査においては真摯なお取り組みをいただき、立派な平成 29 年度の決算報告書を作成いただきました。ありがとうございました。平成 29 年度決算は、私の就任 1 年目の決算になります。私の政治姿勢は、ここにありますように、打てば響くということで、初年度一生懸命に走ってまいりましたが、その中で私は議会や町民から提起された意見、提案等に真摯に耳を傾けスピード感をもって各種の事業に取り組んで来たつもりでありますし、また、今後とも職員とともにこの姿勢をずっと貫いていく所存であります。

今期議会で議員各位には多くのご質疑、ご提言等もいただきましたが私はこれからも、これらの意見をしっかりと受け止め参考にしながら更に研鑽を積んで、町民のためになる施策を展開していきたいと思っております。併せて平成 30 年度も、もうすぐ下半期に入りますが、予定しております各種事務事業を迅速かつ確実に完了していきたいと思っておりますし、これにつきましても今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、先ほどイージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願が満場一致で採択され、阿武町議会としての意思を明確にされたところであります。また、私と致しましても、この計画に反対の表明をし、阿武町としての方向性を明確にさせていただいたところであります。このことによって今後どういったことが起こるか、これは予測は出来ませんが、私はこれからも議会と一緒に町民の思いに寄り添い、ぶれることなく行動していく、このことが何よりも重要であると思っておりますので、議員各位におかれましても、どうぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

縷々申し上げましたが、議員各位の今後のご健勝、ご多幸を心からご祈念申

し上げ、今期定例会の閉会にあたっての、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

9月11日から本日までの10日間、開会されました阿武町議会第4回定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

また、今定例会は決算議会ということで、平成29年度阿武町一般会計のほか7つの特別会計において、すべてにおいて承認されました。また、永柴・田中両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納検査・定期監査に加え平成29年度の決算審査等を的確に実施していただき誠にありがとうございました。議会からもお礼を申し上げます。また、執行部におかれましては、極めて厳しい行財政の中、予算執行にご尽力いただきましたご苦勞に対しまして、謝意を申し上げます。

阿武町議会と致しましては、今後も予算執行に対しまして、しっかり目配りをして「夢と笑顔のあふれる豊かで住みよい文化の町・阿武町」の創出、さらには地方創生が求められる中「選ばれる町づくり」を一緒になって取り組んでまいります。

そのためにも、先ほど採択されました請願書の現実に向け、しっかり取り組んで行かなくてはと思います。議員各位におかれましては、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長 以上で、9月11日から本日までの10日間の全日程を終了しました。

これにて、平成30年第4回阿武町議会定例会を閉会します。

○議長 全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 10時39分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎